

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条（平成18年3月24日 一部改正）
排出係数一覧表

	排出係数		発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
一号 二酸化炭素（CO₂）						
イ：燃料の燃焼に伴う排出						
一般炭	0.0247	(kg-C/MJ)	26.6	(MJ/kg)	総排出量算定期間に本来の用途に従って使用された当該燃料の量	2.41(kg-CO ₂ /kg)に相当
ガソリン	0.0183	(kg-C/MJ)	34.6	(MJ/l)		2.32(kg-CO ₂ /l)に相当
ジェット燃料油	0.0183	(kg-C/MJ)	36.7	(MJ/l)		2.46(kg-CO ₂ /l)に相当
灯油	0.0185	(kg-C/MJ)	36.7	(MJ/l)		2.49(kg-CO ₂ /l)に相当
軽油	0.0187	(kg-C/MJ)	38.2	(MJ/l)		2.62(kg-CO ₂ /l)に相当
A重油	0.0189	(kg-C/MJ)	39.1	(MJ/l)		2.71(kg-CO ₂ /l)に相当
B重油又はC重油	0.0195	(kg-C/MJ)	41.7	(MJ/l)		2.98(kg-CO ₂ /l)に相当
液化石油ガス（LPG）	0.0163	(kg-C/MJ)	50.2	(MJ/kg)		3.00(kg-CO ₂ /kg)に相当
液化天然ガス（LNG）	0.0135	(kg-C/MJ)	54.5	(MJ/kg)		2.70(kg-CO ₂ /kg)に相当
都市ガス	0.0138	(kg-C/MJ)	41.1	(MJ/Nm ³)		2.08(kg-CO ₂ /Nm ³)に相当
ロ：他人から供給された電気の使用に伴う排出	0.555	(kg-CO ₂ /kWh)				総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量
ハ：他人から供給された熱の使用に伴う排出	0.057	(kg-CO ₂ /MJ)			総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の量	
ニ：一般廃棄物の焼却に伴う排出	735	(kg-C/t)			総排出量算定期間に焼却された一般廃棄物のうち廃プラスチック類の量（乾重量ベース）	
ホ：産業廃棄物の焼却に伴う排出						
(1) 廃油	796	(kg-C/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量（湿重量ベース）	
(2) 廃プラスチック	697	(kg-C/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃プラスチック類の量（湿重量ベース）	
ヘ：その他						
二号 メタン（CH₄）						
イ：ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出						
木材	0.074	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0144	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量	0.0011(kg-CH ₄ /kg)に相当
木炭	0.074	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0305	(GJ/kg)		0.0023(kg-CH ₄ /kg)に相当
ロ：ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。）における燃料の使用に伴う排出						
液化石油ガス（LPG）	0.054	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0502	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量	0.0027(kg-CH ₄ /kg)に相当
都市ガス	0.054	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0411	(GJ/Nm ³)		0.0022(kg-CH ₄ /Nm ³)に相当
ハ：家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。）における燃料の使用に伴う排出						
灯油	0.0095	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0367	(GJ/l)	総排出量算定期間において本来の用途に従って家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。）において使用された当該燃料の量	0.00035(kg-CH ₄ /l)に相当
液化石油ガス（LPG）	0.0045	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0502	(GJ/kg)		0.00023(kg-CH ₄ /kg)に相当
都市ガス	0.0045	(kg-CH ₄ /GJ)	0.0411	(GJ/Nm ³)		0.00018(kg-CH ₄ /Nm ³)に相当
ニ：自動車の走行に伴う排出						
(1) ガソリン・LPG/乗用車	0.000010	(kg-CH ₄ /km)			総排出量算定期間における当該車両1台当たりの走行量	
(2) ガソリン/バス	0.000035	(kg-CH ₄ /km)				
(3) ガソリン/軽乗用車	0.000010	(kg-CH ₄ /km)				
(4) ガソリン/普通貨物車	0.000035	(kg-CH ₄ /km)				
(5) ガソリン/小型貨物車	0.000015	(kg-CH ₄ /km)				
(6) ガソリン/軽貨物車	0.000011	(kg-CH ₄ /km)				
(7) ガソリン/特殊用途車	0.000035	(kg-CH ₄ /km)				

	排出係数		発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
(8) ディーゼル/乗用車	0.000020	(kg-CH4/km)				
(9) ディーゼル/バス	0.000017	(kg-CH4/km)				
(10) ディーゼル/普通貨物車	0.000015	(kg-CH4/km)				
(11) ディーゼル/小型貨物車	0.000076	(kg-CH4/km)				
(12) ディーゼル/特種用途車	0.000013	(kg-CH4/km)				
ホ：船舶の航行に伴う排出						
(1) 軽油	0.25	(kg-CH4/kl)			総排出量算定期間における船舶の当該燃料の消費量	
(2) A重油	0.26	(kg-CH4/kl)				
(3) B重油又はC重油	0.28	(kg-CH4/kl)				
ヘ：家畜の反すう等に伴う排出						
(1) 牛	82	(kg-CH4/頭・年)			総排出量算定期間において飼養された家畜の平均的な頭数	
(2) 馬	18	(kg-CH4/頭・年)				
(3) めん羊	4.1	(kg-CH4/頭・年)				
(4) 山羊	4.1	(kg-CH4/頭・年)				
(5) 豚	1.1	(kg-CH4/頭・年)				
ト：家畜のふん尿処理等に伴う排出						
(1) 牛	5.2	(kg-CH4/頭・年)			総排出量算定期間において飼養された家畜の平均的な頭・羽数	
(2) 馬	2.1	(kg-CH4/頭・年)				
(3) めん羊	0.28	(kg-CH4/頭・年)				
(4) 山羊	0.18	(kg-CH4/頭・年)				
(5) 豚	0.92	(kg-CH4/頭・年)				
(6) 鶏	0.038	(kg-CH4/羽・年)				
チ：水田からの排出	0.016	(kg-CH4/m ²)			総排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された水田の面積	
リ：放牧地における牛のふん尿からの排出	1.3	(kg-CH4/頭・年)			総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数	
ヌ：農業活動に伴う穀・わらの焼却による排出						
(1) 穀	0.0058	(kg-CH4/kg)			総排出量算定期間において焼却された当該植物性の穀・わらの量	
(2) わら	0.0043	(kg-CH4/kg)				
ル：埋立処分に伴う排出						
(1) 食物くず	143	(kg-CH4/t)			埋立処分が行われた当該くずのうち総排出量算定期間に分解された量	
(2) 紙くず	138	(kg-CH4/t)				
(3) 繊維くず	149	(kg-CH4/t)				
(4) 木くず	138	(kg-CH4/t)				
ロ：下水又はし尿の処理に伴う排出						
(1) 終末処理場	0.00088	(kg-CH4/m ³)			当該処理施設において総排出量算定期間に処理された下水又はし尿の量	
(2) し尿処理施設	0.049	(kg-CH4/m ³)				
ワ：浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	0.55	(kg-CH4/人)			総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員	
カ：一般廃棄物の焼却に伴う排出						
(1) 連続燃焼式焼却施設	0.00096	(kg-CH4/t)			総排出量算定期間に当該施設にて焼却された一般廃棄物の量(湿重量ベース)	
(2) 準連続燃焼式焼却施設	0.072	(kg-CH4/t)				
(3) バッチ燃焼式焼却施設	0.075	(kg-CH4/t)				
キ：産業廃棄物の焼却に伴う排出						
(1) 廃油	0.00056	(kg-CH4/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物の中の廃油の量(湿重量ベース)	
(2) 汚泥	0.0097	(kg-CH4/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物の中の汚泥の量(湿重量ベース)	
ク：その他						

	排出係数		発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
三号 一酸化二窒素 (N₂O)						
イ：ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出						
一般炭	0.00058	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0266	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量	0.000015(kg-N ₂ O/kg)に相当
木材	0.00058	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0144	(GJ/kg)		0.0000084(kg-N ₂ O/kg)に相当
木炭	0.00058	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0305	(GJ/kg)		0.000018(kg-N ₂ O/kg)に相当
B重油又はC重油	0.000017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0417	(GJ/l)		0.00000071(kg-N ₂ O/l)に相当
ロ：ディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）における燃料の使用に伴う排出						
灯油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0367	(GJ/l)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量	0.000062(kg-N ₂ O/l)に相当
軽油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0382	(GJ/l)		0.000065(kg-N ₂ O/l)に相当
A重油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0391	(GJ/l)		0.000066(kg-N ₂ O/l)に相当
B重油又はC重油	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0417	(GJ/l)		0.000071(kg-N ₂ O/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0502	(GJ/kg)		0.000085(kg-N ₂ O/kg)に相当
都市ガス	0.0017	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0411	(GJ/Nm ³)		0.000070(kg-N ₂ O/Nm ³)に相当
ハ：ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。）における燃料の使用に伴う排出						
液化石油ガス(LPG)	0.00062	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0502	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量	0.000031(kg-N ₂ O/kg)に相当
都市ガス	0.00062	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0411	(GJ/Nm ³)		0.000025(kg-N ₂ O/Nm ³)に相当
ニ：家庭用機器（こたろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。）における燃料の使用に伴う排出						
灯油	0.00057	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0367	(GJ/l)	総排出量算定期間において本来の用途に従って家庭用機器（こたろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。）において使用された当該燃料の量	0.000021(kg-N ₂ O/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.000090	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0502	(GJ/kg)		0.0000045(kg-N ₂ O/kg)に相当
都市ガス	0.000090	(kg-N ₂ O/GJ)	0.0411	(GJ/m ³)		0.0000037(kg-N ₂ O/m ³)に相当
ホ：自動車の走行に伴う排出						
(1) ガソリン・LPG/乗用車	0.000029	(kg-N ₂ O/km)			総排出量算定期間における当該車両1台当たりの走行量	
(2) ガソリン/バス	0.000041	(kg-N ₂ O/km)				
(3) ガソリン/軽乗用車	0.000022	(kg-N ₂ O/km)				
(4) ガソリン/普通貨物車	0.000039	(kg-N ₂ O/km)				
(5) ガソリン/小型貨物車	0.000026	(kg-N ₂ O/km)				
(6) ガソリン/軽貨物車	0.000022	(kg-N ₂ O/km)				
(7) ガソリン/特殊用途車	0.000035	(kg-N ₂ O/km)				
(8) ディーゼル/乗用車	0.000007	(kg-N ₂ O/km)				
(9) ディーゼル/バス	0.000025	(kg-N ₂ O/km)				
(10) ディーゼル/普通貨物車	0.000014	(kg-N ₂ O/km)				
(11) ディーゼル/小型貨物車	0.000009	(kg-N ₂ O/km)				
(12) ディーゼル/特種用途車	0.000025	(kg-N ₂ O/km)				
ヘ：船舶の航行に伴う排出						
(1) 軽油	0.073	(kg-N ₂ O/kl)			総排出量算定期間における船舶の当該燃料の消費量	
(2) A重油	0.074	(kg-N ₂ O/kl)				
(3) B重油又はC重油	0.079	(kg-N ₂ O/kl)				
ト：麻酔剤（笑気ガス）の使用に伴う排出						
	-				総排出量算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量	
チ：家畜のふん尿処理等に伴う排出						
(1) 牛	3.68	(kg-N ₂ O/頭・年)			総排出量算定期間において飼養された家畜の平均的な頭・羽数	
(2) 豚	1.25	(kg-N ₂ O/頭・年)				
(3) 鶏	0.0393	(kg-N ₂ O/羽・年)				

	排出係数		発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
リ：耕地に使用された化学肥料からの排出						
(1) 畑	23.0	(kg-N ₂ O/t-N)			総排出量算定期間において耕地で使用された化学肥料に含まれる窒素の量	
(2) 水田	18.0	(kg-N ₂ O/t-N)				
ヌ：農作物の栽培に使用された肥料からの排出						
(1) 野菜	12.1	(kg-N ₂ O/t-N)			総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料(化学肥料を除く。)に含まれる窒素の量	
(2) 水稲	10.6	(kg-N ₂ O/t-N)				
(3) 果樹	10.8	(kg-N ₂ O/t-N)				
(4) 茶樹	74.5	(kg-N ₂ O/t-N)				
(5) ばれいしょ	31.6	(kg-N ₂ O/t-N)				
(6) 飼料作物	9.43	(kg-N ₂ O/t-N)				
ル：放牧地における牛のふん尿からの排出	0.18	(kg-N ₂ O/頭・年)			総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数	
ロ：農業活動に伴う糞・わらの焼却による排出						
(1) 糞	0.000060	(kg-N ₂ O/kg)			総排出量算定期間において焼却された当該植物性の糞・わらの量	
(2) わら	0.00062	(kg-N ₂ O/kg)				
ワ：下水又はし尿の処理に伴う排出						
(1) 終末処理場	0.00016	(kg-N ₂ O/m ³)			総排出量算定期間において当該処理施設において算定期間に処理された下水又はし尿の量	
(2) し尿処理施設	0.00096	(kg-N ₂ O/m ³)				
カ：浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	0.022	(kg-N ₂ O/人)			総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員	
コ：一般廃棄物の焼却に伴う排出						
(1) 連続燃焼式焼却施設	0.0565	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に当該施設にて焼却された一般廃棄物の量(湿重量ベース)	
(2) 準連続燃焼式焼却施設	0.0534	(kg-N ₂ O/t)				
(3) バッチ燃焼式焼却施設	0.0712	(kg-N ₂ O/t)				
ク：産業廃棄物の焼却に伴う排出						
(1) 紙くず又は木くず	0.010	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの紙くず又は木くずの量(湿重量ベース)	
(2) 廃油	0.0098	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量(湿重量ベース)	
(3) 廃プラスチック類	0.17	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃プラスチック類の量(湿重量ベース)	
(4) 下水汚泥	1.11	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの下水汚泥の量(湿重量ベース)	
(5) 汚泥(下水汚泥を除く)	0.45	(kg-N ₂ O/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの汚泥の量(湿重量ベース)	
レ：その他						
四号 ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)						
イ：自動車用エアコンディショナー使用時の排出	0.015	(kgHFC/台・年)			総排出量算定期間において使用に供された自動車用エアコンディショナーの台数(当該物質が封入されたもの)	
ロ：自動車用エアコンディショナー廃棄時の排出	-				総排出量算定期間において廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入された当該物質の量から回収・適正処理された量を控除した量	
ハ：噴霧器、消火器の使用又は廃棄に伴う排出						
(1) 噴霧器	-				総排出量算定期間において噴霧器の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量	
(2) 消火剤	-				総排出量算定期間において消火剤の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量	
ニ：その他						
五号 パーフルオロカーボン類(PFCs)						
イ：その他						
六号 六ふっ化硫黄(SF₆)						
イ：六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の使用時の排出	0.001	(kgSF ₆ /kgSF ₆ ・年)			総排出量算定期間において使用に供された電気機械器具に封入された六ふっ化硫黄の量	
ロ：六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の点検時の排出	-				総排出量算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふっ化硫黄の量	
ハ：六ふっ化硫黄が封入された電気機械器具の廃棄時の排出	-				総排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふっ化硫黄の量から回収・適正処理された量を控除した量	
ニ：その他						